

令和3年（ワ）第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

証拠説明書（甲62ないし甲68）

令和3年（2021年）12月13日

東京地方裁判所 民事第42部A合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉持 麟太郎



同 水野 泰孝



同 金塚 彩乃



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明します。

記

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
甲62	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（抜粋）	写し	H29.9.12 （変更日）	政府（国）	政府は特措法第6条に基づき「政府行動計画」を策定していること、及び、その内容 【備考】 本書証は、政府のサイト内の次のページのリンク先においてPDFデータにて掲載されているものの抜粋である。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html?fbclid=IwAR0elk4uLHRUNXqmyRHICG-

号証	標 目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
					hNamyRIaQCJDdu3yqmi0oLBVMQDuSo_1DLxM
甲 63	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(一部)	写し	H30.7 (変更日)	東京都	東京都(東京都知事)は特措法第7条に基づき「都道府県行動計画」を策定していること、及び、その内容 【備考】 本書証は、東京都のサイト内の次のページのリンク先においてPDFデータにて掲載されているもの一部である。 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000367.html?fbclid=IwAR3hh2bZfs8JSWWJ5okxmi5NUThpS3YUY4TPe1NMjip4CJRfCaPxQ6ieSGQ
甲 64	「東京都での感染減少の要因：定量分析(短縮版)」と題する資料	写し	R3.11.9	遠藤宏哲ほか	政府が関与して行う新型コロナウイルス感染症をめぐる科学的分析・シミュレーションにおいて、人流抑制をしなくとも感染が急速に減少することもあることなどが指摘され、人流政策には慎重になるべき旨が提言されていることなど 【備考】 本書証は、「COVID-19 AI・シミュレーションプロジェクト」のサイト内の次のページのリンク先のパワーポイント形式の資料をプリントアウトしたものである。 https://www.covid19-ai.jp/ja-jp/presentation/2021_rq3_countermesures_simulation/articles/article177/

号証	標 目	原本・ 写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
甲 65	「感染症対策と両立する社会経済活動の継続に向けて-新型コロナウイルス感染症対策に関する新内閣への提言-【参考資料・データ集】」と題する資料・データ集	写し	R3. 11. 16	一般社団法人 日本経済団体連合会	令和3年3月18日から同月21日までの間も主要7駅22時の改札通過人数(人流)は増加し続けていること(8頁)など 【備考】 本書証は、経団連のサイト内の次のサイトにおいてリンクの貼られているPDFデータのうち、【参考資料・データ集】と題する資料・データ集をプリントアウトしたものである。 http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/101.html
甲 66	施設一覧(施設ごとの床面積)	写し	R3. 12. 6	原告	本件命令の対象施設(本件対象施設)26施設のうち、床面積が1000㎡を超えるのは「権八西麻布」のみであり、残り25施設の床面積は1000㎡以下であること
甲 67	「特集 統治と専門家 新型コロナ対策から見る日本の憲政」「総括コメント」と題する記事(法律時報2120年93巻12号からの抜粋)	写し	R3. 11. 1 (発行日)	曾我部真裕 ほか (執筆者)	曾我部教授は、特定飲食店に時短命令を発したことについてその判断過程が綿密に審査される必要があること、その中で専門家の判断根拠や記録のあり様が問われるべきであることなどを指摘していること
甲 68	陳述書(長谷川耕造)	原本	R3. 12. 7	原告代表取締役 長谷川耕造	本件訴訟に対する原告代表取締役としての思い、その他本件訴訟に関すること全般

以 上